

国有財産売却公示書

契約担当官  
千葉労働局長 絹谷 國雄

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払いたします。

記

1 売払物件

物件 番号	所 在	地 目 (登記地目)	面 積	用途地域	建ぺい率 容 積 率
2401001	四街道市四街道 1522-20	宅地	308.54 m <sup>2</sup>	第一種住居専用地域	60% 200%
2401002	富津市下飯野 1183-18	宅地 (山林)	154.86 m <sup>2</sup>	第一種中高層住居専用地域	60% 200%
2401003	香取市玉造 130-3	雑種地 (畑)	154.86 m <sup>2</sup>	第一種低層住居専用地域	40% 80%

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法第16条の規定に該当する者

3 入札要領及び契約条項を示す場所

千葉労働局総務部総務課内  
千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2階

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札受付期間及び場所  
平成24年7月11日(水)9時から平成24年7月24日(火)17時まで  
千葉労働局総務部総務課会計第二係
- (2) 開札日時及び場所  
平成24年7月30日(月)9時30分から 千葉第二地方合同庁舎1階 会議室  
(参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。)

5 入札書等用紙の交付

郵送又は持参による場合の入札書等用紙は、公告の日から平成24年7月24日(火)までの間、千葉労働局及び千葉労働局管内に所在する労働基準監督署・ハローワークにおいて交付する。

6 入札方法等

- (1) 入札保証金の納付等
  - ① 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）から当該金融機関の所定用紙を用いて、現金により千葉労働局の指定する口座に振り込むものとする。

② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

③ 入札保証金には利息を付さない。

## (2) 入札方法

入札は、第 5 項の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書、役員一覧（法人による入札の場合のみ）、委任状及び委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合のみ）を郵送用封筒（千葉労働局が配布したもの）に入れて、千葉労働局総務課宛、引受及び配達について記録できる方法で郵送して申し込むものとする。

また、第 4 項(1)の期間であれば、午前 9 時から 12 時、午後 1 時から午後 5 時までの間、千葉労働局総務部総務課へ持参することもできる。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

## 7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札要領第 8 条各号の一に該当する入札は無効とする

## 8 契約不履行

落札者が落札決定の日から 30 日以内（農地法の届出が必要で開発許可を伴う場合においては、3ヶ月以内とする。）に契約を結ばない場合には、第 6 項(1)①及び(2)①に規定する入札保証金は国庫に帰属する。

## 9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

## 10 現地説明の日時及び場所

現地説明は実施しない。

## 11 その他

(1) 使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札者は、本公示書のほか、千葉労働局で交付する入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

## 12 問い合わせ先

千葉労働局総務部総務課会計第 2 係 加瀬・藤本・茶谷  
電話 043-221-4311

以上公示する。